

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-2	調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：令和元年度－326

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。 また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。	<p>&lt;主な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等合理化計画の取組の状況</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されていたかどうか</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年5月29日に契約監視委員会が開催され、平成30年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(36件)について審議していただいた結果、一者応札・一者応募については、「引き続き積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保に取り組むこと。」との意見をいただいた。</li> <li>併せて平成30年度調達等合理化計画における取組結果及び令和元年度における調達等合理化計画について点検を行っていただき、</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約監視委員会が開催され、平成30年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(36件)の審議及び令和元年度調達等合理化計画の点検を行っていただいた。</li> <li>調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、</li> </ul>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>契約監視委員会を開催し、平成30年度における競争性のない随意契約(5件)、一般競争入札(31件)(そのうち、一者応札・一者応募となっている契約7件(2か年度連続一者応札となった契約2件))の計36件について審議し、併せて平成30年度調達等合理化計画における取組結果及び令和元年度における調達等合理化計画について点検を行った。</p> <p>一者応札・一者応募の解消に向けた取組として、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けての対策を図った。</p> <p>引き続き応札状況を注視し、これまで実施してきた取組(入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所の拡大等)を継続しつつ、新たなPR方策について検討した。</p> <p>また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等を本部で一括調達した。</p> <p>さらに、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を一部について導入し、競争性の確保に努めた。</p>	

		<p>「一者応札の解消に向けて、積極的なPRの継続に取り組むこと。国の動向も見つつ、今後の取組について考慮されたい。」との意見をいただいた。</p> <p>重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。</p> <p>また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等を本部で一括調達した。</p> <p>・ 契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表した。</p>	<p>あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、一者応札・一者応募の解消に向けて対策を図った。また、調達等合理化の取組を推進するため、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を一部について導入し、競争性の確保に努めた。</p> <p>また、契約の適正性・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表した。</p>	<p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>
--	--	---	---	---

4. その他参考情報

効率化評価 項目別評価調書様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1	調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：令和元年度-326

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 効率化評価期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標参考事項	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	評価	
(平成27年度) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。	(平成27年度) 〈主な指標〉 ・調達等合理化計画の取組状況  〈その他の指標〉 ・契約状況の点検・見直しの実施及びその結果等の公表状況 ・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況  〈評価の視点〉 ・契約監視委員会を通じた契約状況の点検・	(平成27年度) 〈主要な業務実績〉 平成27年6月30日に契約監視委員会を開催し、平成26年度における契約について、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約の点検・見直しを行った。  また、平成27年度における調達等合理化計画について点検を行った。  一者応札・一者応募となっている業務については、今後も応札状	〈評価と根拠〉 評価：B 契約監視委員会を開催し、各年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約並びに調達等合理化計画の点検を行って	評価	B
				〈評価に至った理由〉 各年度において契約監視委員会を開催し、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約並びに調達等合理化計画の点検を行った。  調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札となった要因等を調査・分析し、仕様書の見直しを行うとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、一者応札・一者応募の解消に向けて対策を図った。  調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等に加え、防災用備蓄品を本部で一括調達した。  さらに、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を一部について導入し、競争性の確保に努め	

見直しによる契約の適正化が推進されたかどうか  
・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されたかどうか

況を注視し、現在実施している取組（入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所の拡大、調達概要の通年掲示）を継続しつつ、新たなPR方策について引き続き検討していくこととしている。

また、重点的に取り組む分野の事務用消耗品等の購入については、契約監視委員会からのコメントを受け、改めて購入品目の見直しを行った。慣習的に使用しているものもあることから、本部一括調達する購入品目を約260品目から2割程度削減を行うことにより、経費節減に努めることとしている。

平成27年6月30日に開催した契約監視委員会での点検・見直し結果等について具体的な取組内容の状況をホームページに公表した。

このほか、契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報を毎月、ホームページに公表している。

ただいた。

調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札となった要因等を調査・分析し、仕様書の見直しを行うとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、一者応札・一者応募の解消に向けて対策を図った。

調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等に加え、防災用備蓄品を本部で一括調達した。

さらに、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を一部について導入し、競争性の確保に努めた。

また、契約の

た。

また、契約の適正性・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表した。

以上のことを踏まえ、各年度当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。

(平成28年度)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

(平成28年度)

<主な指標>

・調達等合理化計画の取組の推進状況

<その他の指標>

・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況

<評価の視点>

・契約監視委員会を通じた契約状況の点検・見直しによる契約の適正化が推進されたかどうか

・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されたかどうか

(1) 予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情報

(2) 機構と一定の関係を有する法人と契約を締結した場合、エルモから当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報

(平成28年度)

<主要な業務実績>

平成28年6月7日に契約監視委員会を開催し、平成27年度における契約について競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行った。

また、平成28年度における調達等合理化計画について点検を行った。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、仕様書の見直しを行ったが、今後も応札状況を注視し、これまで実施してきた取組(入札公告期間の十分な確保、入札公告揭示箇所の拡

適正性・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表した。

<課題と対応>

平成27事業年度における業務実績の評価の結果での指摘事項(一者応札・一者応募となっている契約における更なる競争性の確保に向けた取組)のうち、「職場生活等に係る相談業務」については、事業者への積極的なPRの結果、複数者の応札となりました。他方、「成人病予防健康診断」については、仕様内容の一部変更について検討を行うとともに、事業者へ積極的にPRして引き続き競争性の確保に取り組んだ。

平成29事業年度における業

大、調達概要の通年掲示)を継続しつつ、新たなPR方策について引き続き検討していくこととしている。

また、本部一括調達の推進について検討を行い、本部及び支部で使用するプロジェクターの購入について本部一括調達を実施した。本部一括調達が可能な他の品目については、平成29年度以降の調達において実施していくこととし、経費節減に努めることとしている。

このほか、契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報を毎月、ホームページにより公表している。

(1) 予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情報

(2) 機構と一定の関係を有する法人と契約を締結した場合、機構から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報

務実績の評価の結果での指摘事項(契約監視委員会での意見を踏まえ、一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保について取り組むこと。)については、これまで講じた措置を継続するとともに、更なる競争性の確保について取り組んだ。

(平成29年度)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

(平成29年度)

<主な指標>

・調達等合理化計画の取組の推進状況

<その他の指標>

・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況

<評価の視点>

・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されたかどうか

(平成29年度)

<主要な業務実績>

・平成29年5月29日に契約監視委員会が開催され、平成28年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(37件)について審議していただいた結果、「一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保について取り組むこと」との意見をいただいた。

併せて平成29年度における調達等合理化計画について点検を行っていただいた。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析した上で、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けて対策を図った。引き続き応札状況を注視し、これまで実施してきた取組(入札公告期間の十分な確保、入札

公告掲示箇所の拡大、調達概要の通年掲示等)を継続しつつ、新たなPR方策について検討していく。

また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等の本部一括調達に加え、各支部で使用するプリンター、封筒の購入等を実施した。本部一括調達が可能な他の品目については、平成30年度以降の調達においても実施していくこととし、経費節減に努めることとしている。

・契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報を毎月、ホームページに公表した。

(1) 予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情報

(2) 機構と一定の関係性を有する法人と契約を締結した場合、機構から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報

(平成30年度)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

(平成30年度)

<主な指標>

・調達等合理化計画の取組の状況

<その他の指標>

・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況

<評価の視点>

・契約状況の点検見直しの結果等が適切に公表されていたかどうか

(平成30年度)

・平成30年5月28日に契約監視委員会が開催され、平成29年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札  
・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(30件)について審議していただいた結果、「①今年度一者応札が改善された案件についても、今後引き続き注視しながらできるかぎり積極的な参加を促すようにしていくこと。②引き続き仕様書の要件の緩和について検討していくこと。③仕様書の入手が一者しかなかった案件は、少なくとも二者以上が入手するような方法を考えること。」との意見をいただいた。

併せて平成30年度における調達等合理化計画について点検を行っていただいた。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達

(令和元年度)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

(令和元年度)

<主な指標>

・調達等合理化計画の取組の状況

<その他の指標>

・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況

<評価の視点>

・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されていたかどうか

予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。

また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等に加え、防災用備蓄品を本部で一括調達した。

・契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表した。

(令和元年度)

<主要な業務実績>

・令和元年5月29日に契約監視委員会が開催され、平成30年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(36件)について審議していただいた結果、一者応札・一者応募については、「引き続き積極的なPRを行うなど、更なる競争

性の確保に取り組むこと。」との意見をいただいた。

併せて平成30年度調達等合理化計画における取組結果及び令和元年度における調達等合理化計画について点検を行っていただき、「一者応札の解消に向けて、積極的なPRの継続に取り組むこと。国の動向も見つつ、今後の取組について考慮されたい。」との意見をいただいた。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。

また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等を本部で一括調達した。

・契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上

		の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表した。 報告書 P 2 4	
--	--	---	--

4. その他参考情報